

(特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等に係る類似業種比準価額の計算)

- 8 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達 180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 4((特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額))(1)の定めを準用することができるものとする。

《説明》

- 1 特定株式等を評価通達 180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額によって評価する場合には、その特定株式等の価額は、評価通達 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))に定める「1 株当たりの配当金額」等を一定の方法により計算した金額として評価することとしている(措置法通達 4((特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額))(1))。これは、特定株式等の発行法人が特定非常災害発生日まで保有していた特定地域内にあった措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 1 項に規定する動産等(以下「動産等」という。)の課税時期の状況が、特定非常災害による被災後の現況にあったものとみなして評価し直すこととする特定非常災害に係る特例の趣旨に照らして設けた措置である。
- 2 ところで、特定非常災害発生日以後に相続等により取得した株式又は出資(以下「株式等」という。)を類似業種比準方式により評価する場合において、評価通達 180 に定める評価会社の直前期末が特定非常災害の発生日から課税時期までの間に到来しないときには、その直前期末において特定非常災害の影響が決算に反映されないことになる。
- しかしながら、特定非常災害に係る特例が特定地域内に保有する資産の割合が高い一定の法人の株式等を対象として、評価対象法人が、特定非常災害発生日まで保有していた特定地域にあった動産等の課税時期の状況が特定非常災害による被災後の現況にあったものとみなして評価し直すこととした趣旨を踏まえれば、これと同様の事情にあると認められる評価対象法人の株式等についても、特定非常災害に係る特例の規定の適用を受ける特定株式等と同様に評価することが相当である。
- 3 そこで、本項は、特定非常災害発生日において保有していた資産の特定非常災害の発生直前の価額(特定非常災害の発生直前における時価)の合計額のうちに占める特定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上である法人の株式等について、類似業種比準方式により評価することとなるときには、措置法通達 4(1)による取扱いを準用することができることを明らかにしている。

この場合における類似業種比準方式の具体的な計算は、措置法通達 4(1)に準じて行うこととなる。